

# 令和2年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和2年6月23日（火曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	委員会報告第5号	総務文教常任委員会所管事務調査結果報告
日程第 3	議案第41号	工事請負契約の締結
日程第 4	議案第42号	物品の取得
日程第 5	請願第1号	新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求める請願書 (請願審査報告)
日程第 6	陳情第5号	地方財政の充実・強化を求める陳情 (陳情審査報告)
日程第 7	陳情第6号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた陳情 (陳情審査報告)
日程第 8	陳情第7号	2020年度北海道最低賃金改正等に関する陳情 (陳情審査報告)
日程第 9		一般質問
日程第10	意見書案第1号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第11	意見書案第2号	新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求める意見書
日程第12	意見書案第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第13	意見書案第4号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書
日程第14	意見書案第5号	2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第15		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 (議会運営委員会及び各常任委員会)
日程第16		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番	石田	貢	君	2番	小笠原	茂人	君
3番	坂口	尚示	君	4番	岩井	明	君
5番	杉野	好行	君	6番	大崎	英樹	君
7番	大谷	友則	君	8番	中村	純也	君
9番	藤田	博規	君				

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口	孝	君							
副町	長	菅原	裕一	君							
教	育	長	山本	芳博	君						
農	業	委	員	会	長	井下	睦	男	君		
代	表	監	査	委	員	山	口	浩	司	君	
総	務	課	長	熊	谷	雅	美	君			
企	画	課	長	按	田	武	君				
住	民	課	長	渡	辺	良	英	君			
福	祉	課	長	下	重	博	光	君			
子	育	て	支	援	所	長	千	葉	孝	二	君
産	業	課	長	岩	城	光	洋	君			
商	工	観	光	課	長	鎚	木	政	洋	君	
施	設	課	長	越	谷	光	裕	君			
会	計	管	理	者	須	藤	裕	子	君		
農	委	事	務	局	長	神	義	宏	君		
教	委	教	育	課	長	山	田	良	則	君	
消	防	署	長	波	多	野	明	君			

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事	務	局	長	中	川	直	幸	君
庶	務	係	長	鈴	木	典	和	君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番岩井明議員を指名します。

◎ 委員会報告第5号

- 藤田議長 日程第2 委員会報告第5号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

- 小笠原総務文教常任委員長 委員会報告第5号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) 豊頃町立豊頃中学校改築等工事基本設計（素案）について。

2、調査の方法。

説明聴取。

3、調査期日。

令和2年6月8日。

4、調査の経過と結果。

本年2月20日実施の総務文教常任委員会所管事務調査において、豊頃中学校校舎改築事業についての関係者説明会及びパブリックコメントにおける質問・意見とその回答状況等について調査を実施した。今回の調査では基本設計（素案）をまとめるに当たって、これらの質問・意見等の反映及び検討結果等について調査を実施した。

(1) 関係者説明会、パブリックコメントの質問・意見を基本設計（素案）に反映及び検討した結果等。

教育関係者及び町民からの質問・意見に対し、「総合的に検討する」、「法令に基づき検討する」、「基本設計で検討する」と回答したものについて、基本設計（素案）に反映及び検討した点は、次のとおりである。

ア、「総合的に検討する」とした点。

①、職員室からグラウンドが視認できるように裏玄関を設置し、校舎からグラウンドへの動線を確保した。

②、メンテナンスを含めたコスト管理では、LED照明、樹脂サッシ、ペアガラス、外断熱工法などを盛り込むこととした。

③、体育館の位置は、視認性の確保、建設費等から校舎と一体的に整備することとした。

④、現在の保育所、総合体育館は、耐用年数が経過した後に新たな教育ゾーン、運動公園ゾーンに建設する構想である。

⑤、町営野球場は、新たな運動公園ゾーンへ簡易野球場として移転後は、跡地を多目的緑地帯として管理することが想定される。

⑥、体育教官室は、公立小中学校で設置している事例がないことから、設置しないこととする。

⑦、特別教室は、理科室を除き、将来の小中一貫教育の中で共有化が図られるよう配置した。

⑧、全体的な教室の配置等については、現場の教職員の意見を参考に、現在の豊頃小学校を含め一体的な配置計画とした。

イ、「法令に基づき検討する」とした点。

①、現在の豊頃中学校及び豊頃小学校は、土砂等災害の指定避難場所となっており、「災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設」となっている。指定避難場所は、「被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模」、「速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を配布できること」、「想定される災害の影響が比較的少ないこと」、「車両などによる輸送が比較的容易なこと」などの基準を満たす施設となるよう配慮した。

②、洪水等の災害対策は、機械室を屋上に設置し、停電等に対応するための非常用発電機設置を盛り込むこととした。

ウ、「基本設計で検討する」とした点。

①、不審者、防犯対策等は、現在の夜間等防犯対策に加え、監視カメラなどによる監視体制を基本設計に盛り込むこととした。

②、教室は、現在の広さを確保するとともに、不足している収納スペース等を確保することとした。

③、給食センターの建替えは、施設の耐用年数まで相当年あるため、調理機器の更新や適切な維持管理に努めており、今回の計画には含めないこととした。

④、体育館の昇降式ステージは、ステージ部分が体育館の機能として使用できないことが予想されるため、折りたたみ式の壁収納型の簡易ステージを設置する方向である。また、体育館の放送設備は、全校集会及び大会等に使用できる設備を盛り込むこととした。

(2) プロポーザル選定業者の提案では、報徳のおしえの道、文教ゾーン、運動公園ゾーン、コスト縮減・環境負荷低減などが提案されたが、特定者となった設計業者との間で、基本設計（素案）に絞り込む段階で、この提案が活かされている部分等。

①、報徳のおしえの道は、豊頃小学校から新豊頃中学校に繋がる「ラーニングストリート」として、盛り込むこととした。

②、文教ゾーンは、将来的には現在の子育て支援所の機能を持った施設を現豊頃小学校南側に建設し報徳のおしえの道「ラーニングストリート」で繋ぐことも検討しているが、今回の計画には含まれない。

③、運動公園ゾーンは、将来的には現在の豊頃中学校跡地の利用計画構想図に「野球場、ソフトボール場、総合体育館、テニスコート、児童公園、多目的広場、ゲートボール場」など、子どもから高齢者までが日常的に足を運べるゾーンを企画提案する。

④、コスト縮減・環境負荷低減は、建設費のコスト削減として建物の形状は無駄を省き延床面積のコンパクト化を図り、校舎・体育館は一体化し、外壁面積を減らすこととした。

(3) 現時点（2月20日）で類推している建築費は、建築面積から約15億円程度を想定しているが、建築費の高騰等もあり増える見込みとの説明であったが、基本設計（素案）段階で建設費の見込み等。

①、建設費の見込みは、豊頃中学校の校舎及び体育館の建設費で約16億円、杭工事に約2億5,000万円、豊頃小学校の改修工事費に約3億7,000万円、旧豊頃中学校の解体費に約1億7,000万円、その他備品購入費、外構工事費、設計監理業務等に約2億2,000万円、全体事業費で約26億円を見込んでいる。

(4) これらの財政計画の見通し等。

①、全体事業費約26億円のうち、国からの交付金を約6億6,000万円、起債（過疎債）約16億5,000万円、残り約3億円を基金及び一般財源で賄うよう財政部局と協議している。

(5) 建設費を圧縮する段階で、どの部分は削減可能なのか、また素案の段階でどこを削減したか等。

①、改築校舎面積を削減するか、豊頃小学校の改修規模を縮小するしか建設費の圧縮はできないため、非常に難しい状況である。実施設計において更に検討する。

②、素案の段階で削減した内容は、建設面積を必要最小限として建物形状を体育館と一体化しコンパクト化を図り、外壁面積を減らすこととした。また、豊頃小学校の教室等の配置改修も最小化することなどで削減を図った。

(6) 避難場所機能、管理コスト(夏・冬)削減、自然光利用、快適な教育環境へ配慮した点。

①、避難場所機能は、約3日間に必要最小限の照明、コンセント及びポンプ等の機械設備が使用できる自家発電機を設置することとした。また、機械室を屋上に設置することで洪水時にも早期対応できるよう配置した。

②、管理コスト削減では、夏の暑さ対策として冷房設備を保健室に設置することとした。また、冬の暖房コストを削減するために、外断熱工法を取り入れ、樹脂サッシ、高性能のペアガラスを採用した。暖房設備では、集中制御方式によるFF式温風暖房機を各室に設置することとした。

③、自然光を最大限に利用するため普通教室と特別支援教室を2階南側に配置し、各室には自然採光の明り取りの窓を設置することとした。

(7) 小中一貫教育(義務教育学校)への対応を考慮した点。

①、特別教室の「音楽室、美術室、木工室、家庭科室・調理室、図書室、PCコーナー」については、小中学校の共有化を図る。また、児童生徒の交流の場として「ランチルーム」を設置するなど、小中一貫教育に移行した場合においても、大幅な改修を必要としないよう配慮した。

(8) 児童生徒の登下校、教職員の通勤、通路などの動線等。

①、児童生徒の玄関は、現在の豊頃小学校の玄関を拡幅した上で小中共用とした。教職員の玄関は、豊頃小学校の体育館側に移し、スケートリンク駐車場を通常時の職員駐車場とした。

(9) グラウンド面積が、300メートルトラックで十分であるとする点。

①、本町では長年「スピードスケート」が町民の冬季間のスポーツとして親しまれてきたが、現在、本町のスケートリンクを使用した競技人口は、約20名となっており、今後も減少が見込まれる状況にある。また、リンクを造成する担い手についても減少しており、今後はリンク造成の在り方の見直しも検討していかなければならない状況にある。

②、近年の温暖化の影響はリンク造成にも支障を来しており、スケートリンクの開放期間も短い状況がここ数年続いているため、スケートの大会に参加する児童については、帯広の森「明治オーバルスケートリンク」に通い練習している状況にある。

③、学校教育の中でスピードスケート習得や競技を実施する場合には、小規模なリンクでも対応は十分であり、400メートルリンクが必須ということではない。また、運動会、体育祭などの学校行事にも十分対応可能な面積である。

5、まとめ。

本調査では、基本設計（素案）をまとめるに当たって、教職員、教育関係者や町民から出された質問・意見等の反映及び検討結果等について調査を実施した。

基本設計（素案）をまとめるに当たっては、これまで教職員をはじめ教育関係者や町民からの質問・意見を参考にまとめられていることが伺えた。

一方で建設費の見積もりにおいては、これまでの説明から大きく乖離する見積もりとなっており、町民への丁寧な説明と同時に、十分な教育機能が維持できるよう建設費の安易な削減についても慎重な取り扱いが求められるなどの意見が出された。

今後においては、教職員、PTAをはじめ町民からの理解が得られるよう十分な説明を行うことが大切であるなどの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第5号は報告済みとします。

#### ◎ 議案第41号

●藤田議長 日程第3 議案第41号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 第2回豊頃町議会定例会追加議案書1ページを御覧ください。

議案第41号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

このたび、防災行政無線設備デジタル化整備工事の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

1、工事名。防災行政無線設備デジタル化整備工事。

2、契約の方法。指名競争入札であり、6月10日に執行しております。

3、契約の金額。2億4,585万円。（うち消費税等相当額2,235万円）

4、契約の相手方。大昭・竹田・薄井特定建設工事共同企業体、代表者、帯広市西9条北3丁目3番地、大昭電気工業株式会社、代表取締役、出村行敬。構成員、浦幌

町字宝町17番地、竹田電気株式会社、代表取締役、竹田悦郎。構成員、豊頃町茂岩新和町112番地、薄井電気有限会社、代表取締役、薄井正人。

なお、工期につきましては、契約日から令和3年3月19日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第42号

●藤田議長 日程第4 議案第42号物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 同じく追加議案書3ページを御覧ください。

議案第42号物品の取得について御説明申し上げます。

このたび、次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

1、取得する物品名及び数量。タブレット端末115台、他附属品一式。

2、取得の目的。町内小中学校児童生徒の情報機器端末機の整備。

3、契約の金額。1,298万円。(うち消費税等相当額118万円)

4、契約の方法。指名競争入札であり、6月18日に執行しております。

5、契約の相手方。帯広市西15条南28丁目1番地8、株式会社曾我、代表取締役、曾我浩昌。

なお、納入期日につきましては、令和3年1月28日までとなっております。  
以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 請願第1号

●藤田議長 日程第5 請願第1号新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求める請願書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

●坂口産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、請願受理番号。請願第1号。

2、付託年月日。令和2年6月11日。

3、件名。新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求める請願書。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。今後10年間の農政の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、日本の食料自給率の向上・食料安全保障の観点からも実効性のある具体的な施策が必要である。また、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備は、地域社会を維持・存続するためにも重要である。このため、今年3月に策定

された基本計画に基づく、農村振興の具体的な施策の提示とその着実な実施は、農業を基幹とする本町の地域経済を維持する上からも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 陳情第5号

●藤田議長 日程第6 陳情第5号地方財政の充実・強化を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、請願受理番号。陳情第5号。

2、付託年月日。令和2年6月11日。

3、件名。地方財政の充実・強化を求める陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。今日、地方自治体の果たす役割は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護など社会保障への対応、地域交通の維持、さらに人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行、大規模災害を想定した防災

・減災対策、とりわけ新型コロナウイルス感染症対策の実施など、新たな政策課題への対応により、ますます重要となっている。このため、生活に密着した公共サービスの確保と地域経済の活性化が求められる中、地方財政予算の安定確保は必要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 陳情第6号

●藤田議長 日程第7 陳情第6号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第6号。

2、付託年月日。令和2年6月11日。

3、件名。「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。教育の機会均等・教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度の堅持や義務教育費国庫負担金負担率の復元、保護者負担の解消、30人以下学級の実現、さらには地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進に係る予算の確保・充実は、未来を担う子どもたちを教育する上で重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 陳情第7号

●藤田議長 日程第8 陳情第7号2020年度北海道最低賃金改正等に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

●坂口産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第7号。

2、付託年月日。令和2年6月11日。

3、件名。2020年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。

4、審査の結果。「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。雇用労働者のうち非正規労働者が占める割合が高い北海道においては、地域経済の底上げや社会保障制度の維持・充実のためにも賃金体系改善は喫緊の課題である。また、北海道最低賃金は依然として地域別最低賃金の全国平均を下回る状況にあり、北海道地方最低賃金審議会の答申書に表記されている目標水準への引き上げが実現できていない現状から願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 一般質問

●藤田議長 日程第9 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、7番大谷友則議員。

暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

●藤田議長 再開いたします。

大谷議員。

●7番大谷友則議員 避難所における新型コロナウイルス対策についてお伺いします。

先日も十勝沖を震源とする地震があったばかりであり、いつ災害が発生し、町民が避難を余儀なくされなければならない、そのときに避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、次の点について伺います。

一つ目として、避難者のプライバシー等にも有効な間仕切り可能な段ボールベッドの在庫数と、その必要性についてお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

避難所の段ボールベッドの件につきましては、現在、在庫数について40床持っており、その他避難用として間仕切り46個、カプセル型テント20張などを準備しております。

新型コロナウイルス等の感染対策において、くしゃみなどによる飛沫は床付近に残ることが指摘されていることから、床から距離を確保することのできる段ボールなどの簡易ベッドは有効であります。

また、避難所内を間仕切りすることやカプセル型テントを利用することで飛沫拡散の防止ができ、今後さらにこれらの備蓄を増やしてまいりたいと考えております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 直接床に寝るよりもベッドであれば、床からの距離を保て、床との間に空間ができて、コロナ対策にも有効であり、最近の間仕切りをつくることによって、プライバシーを守ることができるために、今後も整備が必要だというふうに考えますがいかがですか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 御指摘のとおり、これらの物については、今後そういった形で取り進めなければならないと思っております。特に今回の新型コロナについては、このような形で全国に拡散されるということは誰も予想できなかったというように判断しております。また、本町の有事の際の避難はおおむね地震、さらには水害等々が多いようでもありますけれども、できるだけそういった方々にも対応できるような、今後避難所の整備に努めていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 二つ目の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの終息の兆しが見えない状況が続く中でありますので、避難所における3密及び感染拡大防止対策についてお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 避難所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策につきましては、現在国や北海道において新たなガイドラインが示されているところであります。

「密集・密接・密閉」を回避するには、分散型が推奨されており、指定避難場所以外の公共施設、さらには親戚・知人宅、在宅避難、車中泊など様々な避難先に分散

し、多くの人が密集しないことが大切だというふうに言われております。

町民の皆様には有事の際の避難行動については、事前に確認していただけるよう、今後町広報やホームページなどで周知していきたいというふうに考えております。

また、避難場所が開設された際には、避難者の健康管理や避難場所の衛生管理などを配慮し、感染拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、避難所に必要な物資については、本町でも備蓄しているところではありますが、マスク、消毒液、体温計などは不足する可能性もあるかと思いますが、できるだけ自分自身で持ってきていただくよう周知し、御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 消毒液、マスク、体温計などの常備は無論のことではありますが、人と人の間に2メートルの距離を取った場合、今までの収容人員が収容できなくなってきました。3月の春に雪解け水で川が氾濫し、町民を避難所に避難させた別海町では、3密で人と人の距離が取れなかったという反省のもと、今は避難所の増設を模索しているようであります。我が町においても同様なことが起こると考えられますが、その準備は。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、私どもの避難、特に水害等につきましては、高台、今の体育館もしくははえる夢館ですけれども、これらにつきましても、町民の避難数にもよりますけれども、できるだけ今御指摘のとおり、お互いに距離を置き、またお互いのプライバシーも守るような形にしたいと思っておりますが、現在、体育館以外にそういった施設の建築については、考えておりません。できるだけ限られた中で対応していきたいというふうに思います。何と言っても、日常から有事の際は、自らの立場、命を守ることが大切というふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 新型コロナウイルスがなくなる、特効薬がない、ワクチンもないという状況が今後も続き、第3波の可能性もある中、今までの避難所生活でない新型コロナウイルス対応の避難所生活を確立して実行していかなければなりません、実行についての指導体制については。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 新型コロナウイルス対策だけを考えた場合については、もし我が町にそういった事例が出た場合については、あくまでも医療機関等ですので、当然病院から

保健所のほうに通知されます。保健所からある程度指定された病院に入るというような形になっております。したがって、本町にそういう有事の際については、今言った経路をたどって、道の指導に基づいて、それぞれの指定された病院に入るかというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 今後は道においても、避難所における3密に対する情報提供をするようではありますが、従来のマニュアルを総体的に見直ししなければ、住民の命を守ることができないのでは。見直しについてのお考えをお聞きします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 これらにつきましても、今担当課のほうでそれぞれ今後どのような形でやるか十分検討中ですけれども、いずれにいたしましても、専門的な分野に入りますので、それらの情報を十分集約しながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 以上で終わります。

●藤田議長 一般質問を続けます。

通告順番2、4番岩井明議員。

●4番岩井議員 4番日本共産党の岩井明です。

初めに、「緊急小口資金」、この特例貸付等についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、収入が減少し、緊急かつ一時的に生活が困窮になった場合に活用できる資金で、「緊急小口資金」と「総合支援資金」、これらは生活支援費とも呼ばれておりますけれども、この二つの資金がありまして、事業を休業していなくても収入の減少があれば活用ができ、社会福祉協議会が窓口になっているとのことですが、以下の2点についてお伺いいたします。

1点は「緊急小口資金」、この特例貸付等について町民への周知等の対応についてお伺いいたします。

もう1点は、「緊急小口資金」及び「総合支援資金」等の現況での利用者数についてお伺いいたします。

この2点、お願いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

緊急小口資金・総合支援資金につきましては、御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業や失業等により生活が困窮されている方々に、特例的

に貸し付ける資金のことであり、各都道府県の社会福祉協議会が実施し、その窓口が本町では社会福祉協議会が窓口になっております。

緊急小口資金につきましては、主に休業されて、緊急かつ一時的に生活の維持が困難になった場合、少額の貸し付けを行うものであります。

総合支援資金については、主に失業により生活の立て直しが必要な方に、生活再建までに必要な生活費の貸し付けを行うものであります。

これら制度の町民への周知につきましては、広報とよころ5月号にお知らせ記事を掲載しております。また、北海道及び北海道社会福祉協議会のホームページでも周知されているほか、広報誌「ほっかいどう」6月号に問い合わせ先等が掲載されているところでございます。

さらに緊急小口資金及び総合支援資金の利用者数につきましては、全道的には1万6,000件を超えているということではありますが、本町については、これまで相談を含めまして、緊急小口資金は2件でございます。

今後どのような形になるかわかりませんが、新型コロナウイルス感染症の社会経済に及ぼす影響は、今後も余談を許さない状況にあり、生活困窮者に対しては、本制度をはじめ様々な制度を活用して進める必要があります。社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携を取りながら、努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 緊急小口資金等については、新型コロナの影響で休業や失業により、収入が減少した方への対策としております。本町でも一部休業されていた方がいたと伺っておりますけれども、休業補償がされていたとのことで、収入は減少したが対象から外れた方がいたというふうに聞いております。この制度については、まだ周知されていない方々が多数いる、周知されていても認識されていない方がたくさんいるというふうにも伺っております。

今回の特例措置の1番の認められるところでは、所得の減少が続く住民非課税世帯の償還を免除することができるというふうになっていることだと思います。今後も町民の生活状況を把握して、新型コロナウイルスの影響で困窮することのないよう、このような制度をフルに活用し、万全な対策をお願いしたいと考えますけれども、町長の答弁をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今の御指摘のとおりかと思えます。特に商店関係等につきましては、それぞれ制度に基づいて申請しておりますが、こういった個人的な小口資金等については、いろいろ末端までわからない方がいらっしゃるかと思えますし、行政としても広

報等で周知を呼びかけております。今後、担当者と十分協議しながら、また社会福祉協議会等とも入れまして、そういった方々がもしいらっしゃるのであれば、積極的に十分相談に乗っていただき、また私どももできる限り、経済的負担のないような形で執り進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、「特例定額給付金」、これの給付対象等についてお伺いいたします。

国は、基準日の4月27日の翌日以降に生まれた新生児は給付の対象外としております。全国では、同じ学年で誕生日によって格差は付けられないと、独自予算を投入し、基準日以降に生まれた赤ちゃんに給付する市町村が広がっております。市町村によっては2021年4月1日までを対象とするところもあると認識するところですが、本町の対応についてお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 本町の「特別定額給付金」につきましては、国の基準であります4月27日に住民基本台帳に登録されている方に交付を終えたところでございます。今現在、交付の状況につきましては、あと1件残すのみになって、ほとんどの方に10万円を支給させていただいたわけでありまして。

今言った4月27日はあくまでも国の言う基準日でございますが、どういう状況でありましても、こういったボーダーラインにかかる人とかからない人が、どうしてもいろいろな事例でも出てくるわけでありまして。行政によっては、それぞれ異なった対応をしているかと思いますが、新聞報道等によれば札幌市でも5月25日ですか、緊急解除がされた時点までの方だというような記事も見ています。

いずれにいたしましても、この基準日というのは、全てのものに基準日があり、そのボーダーラインでかからない場合については、現在の言われているもらえない状況です。本町でも、これらの問題については、あくまでもやはり基準日が、適正とは言いませんが、基準日に基づいて支給することが好ましいのではないかとというふうに考えているところでございます。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 国の基準日が4月27日と、このように言われております。ところが、この基準が実情に合わなくても、自治体の判断で給付金の増額、対象外範囲に拡大は可能と考えます。特に、この豊頃町においては、この児童たちの人数は若干で限られていると思いますし、予算の点に関しましても、若干の予算でできるのだろうと

いうふうに踏んでおります。全国的にも、この取組はなされている中で、この本町に少人数のところでは取り組めないことはないと思うのですが、再度お伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 子どもたちに対する福祉の対応につきましては、各町村それぞれ考え方が異なりますが、参考までに私の町については、出産されたとき10万円、二子には20万円、次30万円。さらに小学校へ上がるまでに、その子どもたちの誕生日ごとに10万円を差し上げております。さらに入学時に3万円。その間の保育所通所費に月5,000円ですから、12か月で6万円。仮に小学校に上がるまでに4年間預けると24万円を出しています。大体、小学校に上がるまで、個人差はありますが、一人大体100万円前後のお金を支援しているような形です。そういった形です。そういった制度がない町にとりましては、当然学年ごとに支給することも可能かと思いますが、本町におきましては、子どもたちにできるだけ財政の許す限り、手厚い支援をしておりますので、どうかこの点、御理解をいただきたいというふうに考えております。

今後、こういった基準日でさらに物事を考えられる可能性があります。それはそのときの時点において総体的に考えて決めさせていただきたい。今回の場合については、今現在の段階では、子どもはあくまでも基準日で、基準日外の方々については、本当に申し訳ないけれども支給しない考えでおります。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 子どもに対する町のいろいろな手当はよく存じているところ。ただ、それとこの新型コロナウイルスの一件の給付金と比較して言うのは、ちょっと間違えていないかと。それで、新型コロナウイルスは新型コロナウイルスです。町の補助金は補助金だと。一般の子どもの親にしてみれば、何でこういう結果が出るのだと。私は国の線引きが悪いのだらうと思いますけれども、そういうような親たちの考えも認識してもらおうと、この一線引いた中でやられるということは正しいだろうと、そうせざるを得ないだろうというふうに思う面もあるのですけれども、親たちにすれば納得できない部分があるのです。それで、そういうような認識に対して、どう答えていけばいいのか。私もわからない部分があります。その点からして、いろいろな運動から、ほかの町村でもこういう運動が広がってきて、各自治体取り組んできていると思うのですが、苦しいところだとは思いますが、再度お伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私も同じ学年でもらえる、もらえないのが出てくるのが、本当につらい

のですけれども、あくまでも基準日というのは、この今新型コロナウイルスですけれども、それ以外にも全てが基準日、入学から始まって、年齢に対する法律から、またいろいろな形で法律が定められております。

したがいまして、仮に年度までの子どもたちを救済したら、1日違って学年が違う場合もありますし、本当にこのボーダーラインの引き方については、やはりつらい方、または救済された方出てくると思いますが、これも一つの法律に基づくもので、それぞれの町では異なる考えがあろうかと思いますが、本町では先ほども申し上げましたとおり、小学校に子どもが上がるまでは、それぞれ手厚い支援をしておりますので、このたびの国の給付金については、国の基準に従って認めざるを得ないのではないかというふうに考えております。

今後、またそういった困窮者等々が、厳しい方が出てくれば、町のほうでそれなりに個々に対応して、資金貸付なり、そういう形の制度も十分勉強しながら、努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 終わります。

●藤田議長 これで一般質問を終わります。

11時10分まで休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎ 意見書案第1号

●藤田議長 日程第10 意見書案第1号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 意見書案第1号。提出者、豊頃町議会議員坂口尚示。賛成者、豊頃町議会議員岩井明、同上大谷友則、同上石田貢。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林

産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第2号

●藤田議長 日程第11 意見書案第2号新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 意見書案第2号。提出者、豊頃町議会議員坂口尚示。賛成者、豊頃町議会議員岩井明、同上大友友則、同上石田貢。

新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求める意見書。

我が国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農畜産物の国境措置が脆弱化し、外国産との市場競争に晒され、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれている。さらに、近年では頻発する自然災害での影響や、新型コロナウイルス感染症が発生し、様々なリスクが浮き彫りとなっており、特に不測時における医・食をはじめとした生活物資不足への対応が課題となっている。こうした中、地域においては人・物・情報などが滞っており、一層経済が疲弊し不安が高まっていることから、今後の地域再生に向けた取組が急務となっている。

一方、政府が今年3月に新たに策定した、今後10年間の農政の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、同基本法での「食料の安定供給」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」の理念のもと、食料自給率の向上・食料安全保障を確立し、地域社会の維持・存続を図る地域政策が重要となっており、産業政策との車の両輪として実効性ある具体的な施策が求められている。

については、新型コロナウイルス感染症によって地域社会・地域経済が甚大な影響を被っていることから万全な対策を図るとともに、第一次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るため、下記のとおり要望する。

記。

1、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療・福祉・教育・雇用・情報通信などについての十分な政策支援を講じること。

また、基幹産業である農業への政策として、農地の維持など日本型直接支払いの拡充・強化や地域社会の維持・活性化に繋がる新たな政策支援に講じること。

2、食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標（カロリーベース45パーセント）が確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産並びに農村振興の強化など具体的な施策を講じること。

また、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化・所得補償の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講じること。

3、家族農業や農業法人など多様な農業が共存できる地域政策の充実を図り、次世代を担う新規就農者や後継者などの育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（ 討 論 な し ）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第3号

●藤田議長 日程第12 意見書案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 意見書案第3号。提出者、豊頃町議会議員小笠原茂人。賛成者、豊頃町議会議員石田貢、同人大崎英樹、同上杉野好行、同上岩井明。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

いま地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められている。しかし、現実には公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面している。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症に対しては、国の緊急事態宣言が解除されたが、収束の目処は見通せないどころか長期化が予想される状況にあり、各自治体では住民の命と生活を守るために感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策など様々な対策が取られている。

このため、全国各自治体が必要とする新型コロナウイルス対策に伴う財政需要に対し、国においては2020年度一般会計補正予算第1次及び第2次などによる実効性のある対応が必要不可欠である。

一方で地方の財源対応の基本的な方向性については、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしている。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比プラス1.0%と、過去最高の水準となっている。

しかし、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

このため、2020年度補正予算及び2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求める。

記。

1、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付額の算定に当たっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策を実行できるよう、確実な財政措置を行うこと。

2、各自治体の実情に応じた実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするとともに、柔軟に活用できる自由度の高い制度とすること。

3、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、総額の増額など、地域に必要な医療提供体制を整備するための措置を講じること。

4、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。

5、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

6、会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、本来の法の主旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。

7、地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（トップランナー方式）は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源補償機能を損なう算定方式であることから、その廃止に向け検討すること。

8、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。

9、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

10、地域間の財源の偏在性是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

11、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

12、2020年度の地方財政計画では、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第4号

●藤田議長 日程第13 意見書案第4号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 意見書案第4号。提出者、豊頃町議会議員小笠原茂人。賛成者、豊頃町議会議員石田貢、同大崎英樹、同杉野好行、同岩井明。

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文部科学省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」として、2020年度に増員の要求を行った。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、教職員配置の見直し人員を除いた定数増にとどまっている。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠である。そのためには、中教審特別部会の「答申」などによる業務量の抜本的削減を蔑ろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直しとともに、すべての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数法改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化する必要がある。

2017年9月に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9パーセント、ひとり親世帯は50.8%と、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にある。また、2019年3月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は全国で15.2パーセントと7人に1人、北海道においては全国で8番目に高い21.0パーセントと5人に1人が補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にある。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、いまだに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じている。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっている。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有し、その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要請する。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とすること。また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学

級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保・拡充を図ること。

4、就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保・拡充を図ること。

5、高校授業料無償制度への所得制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革）。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（ 討 論 な し ）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第5号

●藤田議長 日程第14 意見書案第5号2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 意見書案第5号。提出者、豊頃町議会議員坂口尚示。賛成者、豊頃町議会議員岩井明、同上大谷友則、同上石田貢。

2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収200万円以下のワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41.5万人と、給与所得者の24.3パーセントに達している。また、道内の全労働者216万人のうち、51万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にある。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

経済財政運営と改革の基本方針2019において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」としている。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を6年継続で表記している。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2020年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」という目標を掲げた「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額994円）を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、北海道労働局局长、北海道地方最低賃金審議会会長。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●藤田議長 日程第15 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

### ◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第16 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で終了することに決定しました。

◎ 閉議宣告

- 藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

- 藤田議長 これをもって、令和2年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後11時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員